

広島県告示第七百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
		区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
平成二十二年広島県告示第八百八十九号 平成二十四年広島県告示第六百六十四号	広島県広島市安佐北区可部町綾ヶ谷、同区可部町城、同区可部町勝木、同区可部東五丁目、同区可部東六丁目、同区可部町大字下町屋及び同区可部町大字上原地内	可部東五丁目（四七〇三、五七六三） 可部東六丁目（五七六三―四） 可部東六丁目（五七六三―五）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	可部東五丁目（四七〇三、五七六三） 可部東六丁目（五七六三―四） 可部東六丁目（五七六三―五）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊
		大毛寺川支川（三六） 中河内川（四二） 太田川支川（四三） 川手川（四四a） 川手川（四四b） 太田川支川（四五）	土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流	大毛寺川支川（三六） 中河内川（四二） 太田川支川（四三） 川手川（四四a） 川手川（四四b） 太田川支川（四五）	土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流



小南原川支川(五二九四)	根谷川支川(一一五五a)	根谷川支川(一一五三)	根谷川支川(一一五二)	南原川支川(二〇九九)	南原川支川(二〇九六)	横林川(六二二隣)	横林川(六二二e)	横林川(六二二d)	横林川(六二二c)	平原川(六二〇隣)	平原川(六二〇c)	平原川(六二〇b)	平原川(六二〇a)	小南原川支川(六一九隣c)	小南原川支川(六一九隣b)	小南原川支川(六一九隣a)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	根谷川支川(一一五五a)		根谷川支川(一一五二)	南原川支川(二〇九九)	南原川支川(二〇九六)	横林川(六二二隣)	横林川(六二二e)		横林川(六二二c)					小南原川支川(六一九隣c)		小南原川支川(六一九隣a)
	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流					土石流		土石流

